

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5-外1-3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月27日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 セドリック・ペリエ
(Cédric Perrier)
グループ資金調達責任者
(Head of Group Funding)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ジェルメーヌ・サブロン通り7番地
(7, promenade Germaine Sablon, 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
同 森田 翔
同 善家 弘之
同 新田 栄光
同 吉田 拓

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第41回円貨社債（2025）	192億円
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第42回円貨社債（2025）	125億円
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第7回変動利付円貨社債（2025）	125億円
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第8回変動利付円貨社債（2025）	268億円
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第27回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	159億円
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第28回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	150億円

【発行登録書の内容】

提出日	2023年11月2日
効力発生日	2023年11月10日
有効期限	2025年11月9日
発行登録番号	5－外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
5－外1－1	2023年12月7日	1,450億円	該当事項なし	該当事項なし
5－外1－2	2024年12月12日	1,099億円	該当事項なし	該当事項なし
実 績 合 計 額		2,549億円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

5,451億円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

該当事項なし。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

(1) 劣後特約が付されていない場合

本「(1) 劣後特約が付されていない場合」には、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー（BPCE S.A.）（以下「発行会社」という。）が発行する、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第41回円貨社債（2025）（以下「第41回円貨社債」という。）、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第42回円貨社債（2025）（以下「第42回円貨社債」という。）、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第7回変動利付円貨社債（2025）（以下「第7回変動利付円貨社債」という。）、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第8回変動利付円貨社債（2025）（以下「第8回変動利付円貨社債」という。）、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第27回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（以下「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）およびビー・ピー・シー・イー・エス・エー第28回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（以下「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）について記載されている。一定の記載事項について、それぞれの社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、「第41回円貨社債」、「第42回円貨社債」、「第7回変動利付円貨社債」、「第8回変動利付円貨社債」、「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」および「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、「第41回円貨社債」、「第42回円貨社債」、「第7回変動利付円貨社債」、「第8回変動利付円貨社債」、「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」および「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれの社債に係る当該用語を指し、いずれかの社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらまとめて記載された社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

「第41回円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第41回円貨社債（2025）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	192億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	192億円

発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（％）	年1.348％
利払日	毎年1月4日および7月4日	償還期限	2028年7月4日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年6月27日	払込期日	2025年7月4日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

<中略>

「第42回円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第42回円貨社債（2025）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	125億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	125億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（％）	年1.607％
利払日	毎年1月4日および7月4日	償還期限	2030年7月4日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年6月27日	払込期日	2025年7月4日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

<中略>

「第7回変動利付円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第7回変動利付円貨社債（2025）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	125億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	125億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（％）	TONAシフト複利（下記「利息支払の方法－(1)」に定義する。）に年率0.560％を加えた利率
利払日	毎年1月4日、4月4日、 7月4日および10月4日 （注2）	償還期限	2028年7月4日（注3）

募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年 6 月27日	払込期日	2025年 7 月 4 日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

＜中略＞

「第 8 回変動利付円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第 8 回変動利付円貨社債（2025）（注 1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	268億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	268億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（％）	TONAシフト複利（下記「利息支払の方法－(1)」に定義する。）に年率 0.720%を加えた利率
利払日	毎年1月4日、4月4日、 7月4日および10月4日 （注2）	償還期限	2030年7月4日（注3）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年 6 月27日	払込期日	2025年 7 月 4 日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

＜中略＞

「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第27回期限前償還条項付 非上位円貨社債（2025）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	159億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	159億円

発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率 (%)	2025年7月5日（その日を含む。） から2028年7月4日（その日を含む。） までの期間については、年 1.558%。 以下に記載する任意償還日に利率が 改定され、その後の適用利率は、下 記「利息支払の方法－(3)」に従っ て、ブルームバーグGDC0 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」 に定義する。）に表示される1年物 日本円オーバーナイト・インデック ス・スワップ・ミッド・レート（下 記「利息支払の方法－(3)」に定義 する。）に年率0.770%のマージン を加算した率とする。
利払日	毎年1月4日および7月4日	償還期限	2029年7月4日
任意償還日	2028年7月4日		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年6月27日	払込期日	2025年7月4日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

＜中略＞

「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第28回期限前償還条項付 非上位円貨社債（2025）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	150億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	150億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率 (%)	2025年7月5日（その日を含む。） から2035年7月4日（その日を含む。） までの期間については、年 2.367%。 以下に記載する任意償還日に利率が 改定され、その後の適用利率は、下 記「利息支払の方法－(3)」に従っ て、ブルームバーグGDC0 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」 に定義する。）に表示される1年物 日本円オーバーナイト・インデック ス・スワップ・ミッド・レート（下 記「利息支払の方法－(3)」に定義 する。）に年率1.180%のマージン を加算した率とする。

利払日	毎年1月4日および7月4日	償還期限	2036年7月4日
任意償還日	2035年7月4日		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年6月27日	払込期日	2025年7月4日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

<中略>

引 受 人

「第41回円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2025年6月27日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる本社債 の幹事、引受けおよ び販売に係る手数料 の合計は、本社債の 総額の0.15%に相当 する金額である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社 (注)	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		19,200	

(注) ナティクス日本証券株式会社は、2025年7月1日付でナティクス証券株式会社へ商号変更する予定である。

「第42回円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2025年6月27日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる本社債 の幹事、引受けおよ び販売に係る手数料 の合計は、本社債の 総額の0.225%に相当 する金額である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社 (注)	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		12,500	

(注) ナティクス日本証券株式会社は、2025年7月1日付でナティクス証券株式会社へ商号変更する予定である。

「第7回変動利付円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2025年6月27日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる本社債 の幹事、引受けおよ び販売に係る手数料 の合計は、本社債の 総額の0.15%に相当 する金額である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社 (注)	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		12,500	

(注) ナティクス日本証券株式会社は、2025年7月1日付でナティクス証券株式会社へ商号変更する予定である。

「第8回変動利付円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2025年6月27日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる本社債 の幹事、引受けおよ び販売に係る手数料 の合計は、本社債の 総額の0.225%に相当 する金額である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社 (注)	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		26,800	

(注) ナティクス日本証券株式会社は、2025年7月1日付でナティクス証券株式会社へ商号変更する予定である。

「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2025年6月27日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる本社債 の幹事、引受けおよ び販売に係る手数料 の合計は、本社債の 総額の0.21%に相当 する金額である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社 (注)	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		15,900	

(注) ナティクス日本証券株式会社は、2025年7月1日付でナティクス証券株式会社へ商号変更する予定である。

「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2025年6月27日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる本社債 の幹事、引受けおよ び販売に係る手数料 の合計は、本社債の 総額の0.35%に相当 する金額である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社 (注)	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		15,000	

(注) ナティクス日本証券株式会社は、2025年7月1日付でナティクス証券株式会社へ商号変更する予定である。

財務代理人とその職務

「第41回円貨社債」

「第42回円貨社債」

<中略>

- (1) 本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「**社債の要項**」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年6月27日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

<中略>

「第7回変動利付円貨社債」

「第8回変動利付円貨社債」

「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」

「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」

<中略>

- (1) 本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「**社債の要項**」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年6月27日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

<中略>

利息支払の方法

「第41回円貨社債」

本社債の利息は2025年7月5日（その日を含む。）から2028年7月4日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第三段落の規定に従う。）、毎年1月4日および7月4日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から

最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

<中略>

「第42回円貨社債」

本社債の利息は2025年7月5日（その日を含む。）から2030年7月4日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第三段落の規定に従う。）、毎年1月4日および7月4日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

<中略>

「第7回変動利付円貨社債」

(1)(a) 本社債の利息は2025年7月4日（その日を含む。）から2028年7月4日（その日を含まない。）までこれを付し、2025年10月4日を初回として、毎年1月4日、4月4日、7月4日および10月4日の年4回、各々その日（その日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが営業日（以下に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間またはその当該部分の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

本書において、

<中略>

(ii) 「**利息期間**」とは、2025年7月4日（その日を含む。）から第1回目の利払日（その日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（最後の利息期間の場合は償還期日。その日を含まない。）までの期間をいう。

(b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「**適用利率**」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(i) 各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従って算出される日次複利運用による収益率（利息の計算に用いる参照金利は、東京における各日の銀行間日本円市場の日次金利の算術平均値であることが前提である。）（結果として得られるパーセント表示は、必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）（以下「**TONAシフト複利**」という。）を確認する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

当該利息期間の適用利率は、発行会社に代わって利率確認事務取扱者が確認した上記のTONAシフト複利に年率0.560%を加算した率とする。

<中略>

- (ii) 関連する営業日に関して、利率確認事務取扱者が、日本銀行（またはその後継管理者）、またはかかる権限のある公表者がTONAの確報値を公表していないと判断した場合、当該TONAの確報値は、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者がTONAを公表した直近の営業日に係るTONAの確報値とする。

前段落にかかわらず、TONAに関してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合、下記「利息支払の方法－(1)－(c)」が適用される。

利率確認事務取扱者が上記の規定に従って適用利率を決定できない場合、適用利率は、(i) 直近の利率決定日に決定された適用利率、または(ii) かかる直近の利率決定日が存在しない場合には、当該本社債が、2025年7月4日（その日を含まない。）に終了する予定された最初の利息期間と同じ長さの期間に発行されていたと仮定した場合に、当該本社債に適用されるはずであった最初の適用利率とする。

社債の要項に従い本社債の支払期限が到来した場合、最終の利率決定日は、当該本社債の支払期限が到来した日とみなされ、当該本社債の適用利率は、当該本社債が未償還である限り、当該日に決定された金利とする。

<中略>

「第8回変動利付円貨社債」

- (1)(a) 本社債の利息は2025年7月4日（その日を含む。）から2030年7月4日（その日を含まない。）までこれを付し、2025年10月4日を初回として、毎年1月4日、4月4日、7月4日および10月4日の年4回、各々その日（その日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが営業日（以下に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間またはその当該部分の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

本書において、

<中略>

- (ii) 「**利息期間**」とは、2025年7月4日（その日を含む。）から第1回目の利払日（その日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（最後の利息期間の場合は償還期日。その日を含まない。）までの期間をいう。

- (b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「**適用利率**」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。
- (i) 各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従って算出される日次複利運用による収益率（利息の計算に用いる参照金利は、東京における各日の銀行間日本円市場の日次金利の算術平均値であることが前提である。）（結果として得られるパーセント表示は、必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）（以下「**TONAシフト複利**」という。）を確認する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

当該利息期間の適用利率は、発行会社に代わって利率確認事務取扱者が確認した上記のTONAシフト複利に年率0.720%を加算した率とする。

<中略>

- (ii) 関連する営業日に関して、利率確認事務取扱者が、日本銀行（またはその後継管理者）、またはかかる権限のある公表者がTONAの確報値を公表していないと判断した場合、当該TONAの確報値は、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者がTONAを公表した直近の営業日に係るTONAの確報値とする。

前段落にかかわらず、TONAに関してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合、下記「利息支払の方法－(1)－(c)」が適用される。

利率確認事務取扱者が上記の規定に従って適用利率を決定できない場合、適用利率は、(i) 直近の利率決定日に決定された適用利率、または(ii) かかる直近の利率決定日が存在しない場合には、当該本社債が、2025年7月4日（その日を含まない。）に終了する予定された最初の利息期間と同じ長さの期間に発行されていたと仮定した場合に、当該本社債に適用されるはずであった最初の適用利率とする。

社債の要項に従い本社債の支払期限が到来した場合、最終の利率決定日は、当該本社債の支払期限が到来した日とみなされ、当該本社債の適用利率は、当該本社債が未償還である限り、当該日に決定された金利とする。

<中略>

「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」

- (1) 本社債の利息は2025年7月5日（その日を含む。）から2029年7月4日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(4)」の規定に従う。）、毎年1月4日および7月4日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

<中略>

- (2) 本社債には、2025年7月5日（その日を含む。）から2028年7月4日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年1.558%の利率により利息が付されるものとする。
- (3)(a) 2028年7月5日（その日を含む。）から2029年7月4日（その日を含む。）までの間（以下「**改定後利率適用期間**」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法－(3)－(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。
- (b) 本社債には、下記「利息支払の方法－(3)－(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率0.770%のマージンを加算した率（以下「**改定後適用利率**」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

<中略>

- (4) 下記「摘要－1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2025年7月5日（その日を含む。）から2028年7月4日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率により、(ii)2028年7月5日（その日を含む。）以降については1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法－(3)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「**機構加入者**」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－4 支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」

- (1) 本社債の利息は2025年7月5日（その日を含む。）から2036年7月4日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(4)」の規定に従う。）、毎年1月4日および7月4日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払にする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

<中略>

- (2) 本社債には、2025年7月5日（その日を含む。）から2035年7月4日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年2.367%の利率により利息が付されるものとする。
- (3)(a) 2035年7月5日（その日を含む。）から2036年7月4日（その日を含む。）までの間（以下「**改定後利率適用期間**」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を

除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法－(3)－(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

- (b) 本社債には、下記「利息支払の方法－(3)－(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率1.180%のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

<中略>

- (4) 下記「摘要－1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2025年7月5日（その日を含む。）から2035年7月4日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率により、(ii)2035年7月5日（その日を含む。）以降については1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法－(3)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－4 支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

償還の方法

「第41回円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」または「償還の方法－(4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2028年7月4日に本社債の金額の100%で償還される。

<中略>

「第42回円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」または「償還の方法－(4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2030年7月4日に本社債の金額の100%で償還される。

<中略>

「第7回変動利付円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」または「償還の方法－(4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2028年7月4日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、かかる日が営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌営業日に繰下げるものとする（こ

れによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。))。

<中略>

「第8回変動利付円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」または「償還の方法－(4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2030年7月4日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、かかる日が営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌営業日に繰下げるものとする(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。))。

<中略>

「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年7月4日に本社債の金額の100%で償還される。

<中略>

(4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以内15暦日以上の事前の公告(当該公告は取消すことができない。)をすることにより未償還の本社債の全部(一部は不可)を任意償還日に本社債の金額の100%に経過利息(もしあれば)を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可(必要とされる場合)があることを条件とする。

本書において、

「任意償還日」とは、2028年7月4日をいう。

<中略>

「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2036年7月4日に本社債の金額の100%で償還される。

<中略>

(4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以内15暦日以上の事前の公告(当該公告は取消すことができない。)をすることにより未償還の本社債の全部(一部は不可)を任意償還日に本社債の金額の100%に経過利息(もしあれば)を付して償還することができる。この場

合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。

本書において、

「任意償還日」とは、2035年7月4日をいう。

<中略>

摘 要

<中略>

2 信用格付

「第41回円貨社債」

「第42回円貨社債」

「第7回変動利付円貨社債」

「第8回変動利付円貨社債」

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本書提出日（2025年6月27日）現在、本社債は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）からA+の格付を付与されている。

<中略>

「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」

「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本書提出日（2025年6月27日）現在、本社債は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）からAの格付を付与されている。

<中略>

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

「第41回円貨社債」

「第42回円貨社債」

「第7回変動利付円貨社債」

「第8回変動利付円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
710億円（注）	1億3,597万5,000円（注）	708億6,402万5,000円（注）

（注） 第41回円貨社債、第42回円貨社債、第7回変動利付円貨社債および第8回変動利付円貨社債の合計金額である。

「第27回期限前償還条項付非上位円貨社債」

「第28回期限前償還条項付非上位円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
309億円（注）	8,589万円（注）	308億1,411万円（注）

（注） 第27回期限前償還条項付非上位円貨社債および第28回期限前償還条項付非上位円貨社債の合計金額である。

<中略>

募集又は売出しに関する特別記載事項

2025年6月25日付訂正発行登録書に記載のとおり。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2025年6月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2025年6月27日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年6月16日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、2025年6月25日に提出された訂正発行登録書に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本発行登録追補書類提出日現在、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項について、2025年6月25日に提出された訂正発行登録書に掲げる事項を除き、発行会社の判断に変更はなく、同書に添付されている「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本発行登録追補書類において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。